

令和4年7月14日
大臣官房官庁営繕部計画課

令和3年度完成工事の9割以上で週休2日を達成！ ～営繕工事における「週休2日促進工事」の取組状況を公表します～

国土交通省では、週休2日に取り組む営繕工事を対象にモニタリングを実施しています。そのうち、令和3年度に完成した工事では9割以上で週休2日を達成し、前年度より高い達成率となりました。受注者へのアンケート結果等を踏まえて、発注者の対応について引き続き必要な改善を図るとともに、週休2日の取り組みを一層推進してまいります。

1 背景

営繕工事においては、政府の「働き方改革実行計画」に示された方針などに基づき、平成29年度から週休2日の確保に取り組むとともに、工事のモニタリングを実施して、その阻害要因の把握と改善方策の検討を進めています。平成30年度からは、新たに労務費補正等の試行を行う「週休2日促進工事」を導入して取り組みの拡大を図りつつ、継続してモニタリングを実施しています。

今般、モニタリングの一環として行った週休2日の達成要因等に関するアンケートについて、令和3年度に完成した週休2日促進工事のアンケート結果をとりまとめました。

なお、令和3年度からは、新築工事を原則発注者指定としています。

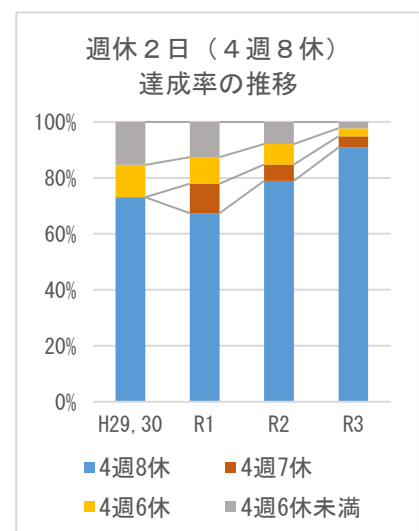
2 アンケート結果の概要

- 令和3年度に完成した対象工事 175 件のうち 159 件 (90.9%) で週休2日を達成しました。前年度 (78.9%) と比べて 12.0 ポイント 増加しています。
- 週休2日を達成できた要因としては「受発注者間で円滑な協議が実施されたため」「適正な工期設定がなされたため」が多く挙げられています。
- 週休2日を達成できなかった要因としては「施工中の不確定要素による遅延」「執務並行改修で、施工上の制約が大きいため」「前工程の遅れのため」が多く挙げられています。
- アンケート結果等を踏まえて、発注者の対応について引き続き必要な改善を図るとともに、週休2日の取り組みを一層推進してまいります。

(アンケート結果等を踏まえた主な対応)

- ・ 施工中の不確定要素により施工条件が変更となった場合は、協議のうえ工期の変更等の必要な対応を行う。
- ・ 令和4年4月から、原則発注者指定による週休2日の対象に大規模な改修等工事を追加するなど、一層の推進に取り組んでいるところ、発注者指定とする対象工事のさらなる拡大を図る。

(アンケート結果の詳細は別紙をご覧ください。)



<お問い合わせ先> 国土交通省 代表 03-5253-8111
大臣官房官庁営繕部計画課 小泉（内線 23223）、山中（内線 23226）
直通 03-5253-8234 FAX 03-5253-1542

営繕工事における「週休2日促進工事のモニタリング」について

～令和3年度に完了した工事のアンケート結果～

令和4年7月

1 アンケート調査について

週休2日工事のモニタリングは、令和3年度における「週休2日促進工事」※1の359※2件で実施。アンケート調査は、工事完了時に調査票を現場代理人等に配布して行っており、令和4年3月末までに完了した175件※3の工事を対象に調査結果をとりまとめた。

※1 平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する営繕工事に適用。ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外。

※2 令和3年度に実施した「週休2日促進工事」の総数。前年度から継続している工事、及び次年度に継続する工事も含む。

※3 175件のうち、6件が発注者指定方式であり、残り169件は受注者希望方式。

(1) 工事種別

新築	改修等	計
28	147	175

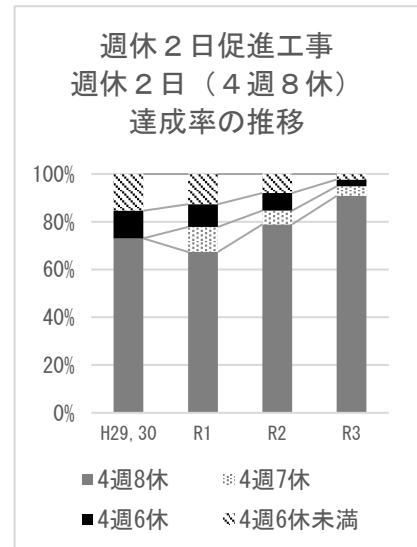
(2) 地方整備局等別

本省	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
12	17	13	48	15	22	16	9	1	18	4	175

2 アンケート結果の概要

(1) 週休2日の達成状況について

- ・175件の工事のうち、159件（90.9%）で週休2日が達成できていた。
- ・週休2日を達成した割合は、前年度（190件中150件（78.9%）で達成）と比べて12.0ポイント増。
- ・週休2日が達成できなかった16件のうち、7件では4週7休を達成できており、5件では4週6休を達成できていた。
- ・達成状況を発注分野別にみると、建築で92件中84件（91.3%）、電気設備で28件中25件（89.3%）、機械設備で55件中50件（90.9%）で週休2日を達成した。



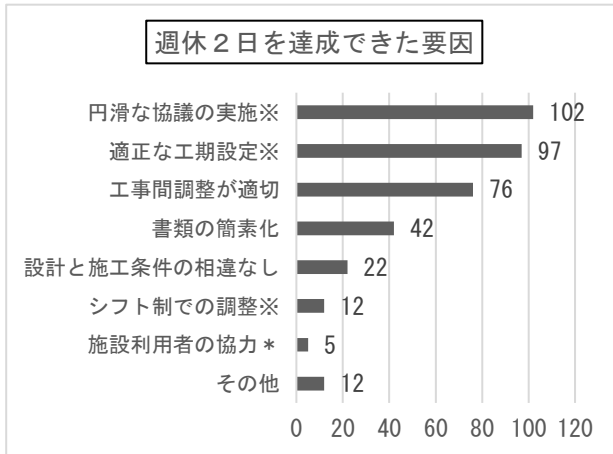
発注区分	すべて			建築			電気設備			機械設備		
	合計	新築	改修等	合計	新築	改修等	合計	新築	改修等	合計	新築	改修等
4週8休	159	20	139	84	10	74	25	5	20	50	5	45
4週7休	7	2	5	4	2	2	1	0	1	2	0	2
4週6休	5	3	2	3	1	2	1	1	0	1	1	0
4週6休未満	4	3	1	1	1	0	1	1	0	2	1	1
計	175	28	147	92	14	78	28	7	21	55	7	48

(2) 週休2日の達成・未達成の要因について

アンケートでは、週休2日を達成できた要因と達成できなかった要因について、複数選択肢の中から当てはまる理由を選択してもらった（複数回答可能）。

ア 週休2日を達成できた要因

- ・週休2日を達成できた要因の回答として、「受発注者間で円滑な協議が実施されたため」が159件中102件と最も多く、続いて「適正な工期設定がなされたため」が97件となっている。

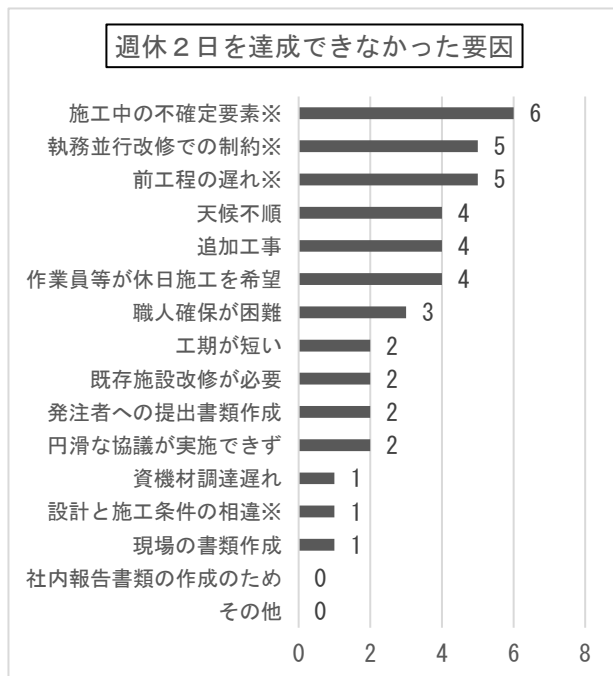


(具体的内容)

- ・ASPの活用等により担当監督員との連絡がスムーズに行えた。
- ・宿舍の居ながら工事であったが、施設管理者と受注者の連絡調整が適切であった。
- ・別途工事との調整、工事種別上特性の違う衛生工事と空調工事の調整を実施出来た。
- ・設計変更もあったが、併せて発注者の工期へ配慮もあり、適正な工期設定ができた。
- ・余裕期間の設定があったため、準備期間も十分にあり着手後の業務量低下を図れた。
- ・ASPの活用や写真で対応可能な書類は簡素化出来た。
- ・設計図書と、施工条件に相違点が無かった為、確認・変更等のロスがなかった。
- ・施設管理者の作業範囲の協力があつた。

イ 週休2日を達成できなかった要因

- ・週休2日を達成できなかった要因の回答として、「施工条件の変更など施工中の不確定要素による遅延」が16件中6件と最も多く（うち3件が特に大きな影響を与えたと回答）、続いて「前工程の遅れのため」「執務並行改修で、施工上の制約が大きいため」が5件となっている。



(具体的内容)

- ・土質の性状による山留及び杭工事の遅延が生じた。
- ・杭工事において想定外の地中障害が発生したため、既存躯体の解体工法を変更する必要が生じた。
- ・基礎工事時に新型コロナウイルス陽性者が確認され、一時的に作業を中止し、別途鉄筋・型枠工事配により遅延が生じた。
- ・コロナ対策で改修部分の入室制限が設けられたことにより複雑な工程調整が必要となった。
- ・別途業者（プレハブ撤去）が作業していたため、現場事務所設置が2週間程度遅れた。
- ・土工事期間中の連続雨天があったため、残土受入先で受入が不可となり、現場作業に遅延が生じた。
- ・設計時の工期設定が甘く、施設利用者の意見が反映されていなかったため、当初の作業予定日程に作業ができなかった。
- ・冬場の左官工事において乾燥養生期間等、仕上げの特性が考慮されていなかったため。
- ・劣化状況及び補強等が設計図と異なっていた。
- ・提出書類の作成提出、承認に時間がかかった。

(注) 達成できた要因/達成できなかった要因に係る回答の「その他」の取扱いについて

- ・「その他」と回答されたものは、詳細な理由を確認し、その内容に応じて、一部を既存の選択肢（※印）や新たな項目（*印）に振り分けている。